

## 裁判員経験者意見交換会議事録

**司会者：**それでは裁判員経験者の方との意見交換会を進めさせていただきます。

まず、本日、司会進行役を担当いたします、大阪地裁第11刑事部で刑事事件の裁判長を務めております村越一浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の参加者の法曹関係者、法律家の皆さんの御紹介をしたいと思います。

それではまず、裁判所から出席いただきます、遠藤裁判官お願いいたします。

**遠藤裁判官：**大阪地裁第12刑事部で裁判長を務めております遠藤と申します。よろしくお願いいたします。

裁判員裁判の関係では、ここ5年ほど裁判員裁判をやっている状態で、50件ぐらいですかね。ですので、裁判員の方も300人ぐらいの方とこれまでやってきました。今日、テーマになっている性犯罪というところでも、今日の対象になっている事件もありますけれども、合意があったから無罪だということで、正面から有罪、無罪が争点になっている事件もありましたし、被害者がたくさんいる、たくさんの数の性犯罪という事件も経験しております。よろしくお願いいたします。

**司会者：**ありがとうございます。それでは、検察庁からお一人御出席いただいております。自己紹介をお願いいたします。

**寺本検察官：**大阪地方検察庁で公判担当、裁判担当の検事をしております、寺本と申します。

これまで裁判員裁判を担当したのはそれほど多くありません。手の指で数えられるほどですが、めぐり合わせがありまして、今年の前半に10件程度の連続性犯罪事件を主任として担当する機会がありました。

今日はいろいろな貴重な御意見が伺えるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

**司会者：**ありがとうございます。それでは弁護士からお一人御出席いただいております。自己紹介をお願いいたします。

**小田弁護士：**大阪弁護士会の弁護士の小田といたします。

今まで裁判員裁判，たしか7件か8件ぐらい，ちょっと記憶が薄くなってしまっ。今現在，今年の11月に2件予定しています。性犯罪に関する事件については3件ほど経験があります。基本的にそれは争いのない事件で，量刑が問題になる事件でした。3件の中の1件は，五，六件，連続してやっている事件などもありました。よろしく申し上げます。

**司会者：**それでは，皆さん改めまして，よろしく申し上げます。

この後，意見交換会の進め方について少しだけ御説明させていただきます。それぞれ，今日お越しいただいている裁判員経験者の方に，お一人ずつ，まず最初に，今振り返っての感想なんかについてもお伺いしたいと思っています。

その後，少し中身の話をしていきたいと思います。中身の話として，大まかに言うと2つあって，1つは法廷での経験，証拠調べ，その前に冒頭陳述というようなところもありました。最後に論告弁論というものもありました。そういうところについての御感想や御意見，そういったことをまず最初にお話をして，そこが前半戦ということで。その後，ちょっと休憩時間，10分，15分ぐらい，休憩したいと思っています。休憩を挟みまして，法廷を出てから後，結論に至るところ，どんなことを考えたのかなあ，どんなふうなことを感じられたのかなあというようなことなど，お伺いしていきたいように思います。

最後に，少し総まとめ的な御感想などもお伺いして，本日，一応予定では5時前後に終了するというようにさせていただきます。

それでは，お一人ずつ御感想などをお伺いしていきたいと思います。それぞれ経験されている事件が異なっておりますので，その辺りも御紹介しながら，御感想をお伺いしていきたいと思います。

まず，1番の方，よろしくお願ひします。1番の方が御担当された事件というのは，これは結構事件が多数あったんですかね。

**裁判員経験者1**：はい，そうです。

**司会者**：強姦事件とかが多数繰り返行われた。事実関係は，少し争いはあったんですけども，ほぼおおむね争いがなかった，そんな感じだったんですかね。

**裁判員経験者1**：はい。

**司会者**：裁判所にお越しいただいた日数はどれくらいですか。

**裁判員経験者1**：7日間でした。

**司会者**：選任の日も合わせて7日間ですね。

**裁判員経験者1**：そうです。はい。

**司会者**：判決まで。

**裁判員経験者1**：はい。

**司会者**：それで審理は争いがなくて，量刑が主として問題になったと，こういうようなことですかね。

**裁判員経験者1**：はい。

**司会者**：御感想なんかいかがですか，今，振り返って。

**裁判員経験者1**：何から何まで初めてのことで，もう最初の日からどきどきはしていたんですけども，やはり女性に対する性犯罪ということで，弱き者を助けるために少しでも口添えができたらいいなと思って，裁判員として参加させていただきました。

**司会者**：参加された感想としては，ちょっと肯定的な部分もありますかね，どんな感じですかね。

**裁判員経験者1**：そうですね。

**司会者**：いろいろ考えられたと。

**裁判員経験者1**：彼なりにいろいろ家庭の事情とかもありまして，アダルトチルドレンということが出てきたので，そのところを考えたんですけども，ただ事件数が余りにも多いために，いつの間にかそういったことはちょっと

記憶の底から消えてしまいました。

**司会者：**またそのあたり後でお伺いしますけども、事件の件数が多いというのがかなりちょっとびっくりされたところだったということですかね。ありがとうございます。

それでは、2番の方に御感想などをお伺いしたいと思います。

2番の方が御担当された事件というのは、これも性犯罪ですけども、強制わいせつとか、わいせつ致傷とか、そういう事件でございませうかね。

**裁判員経験者2：**そうですね。

**司会者：**御担当された事件などを拝見しますと、強制わいせつ致傷や強制わいせつの事件が全部で、塊でいうと5件あって、事実関係自体については特に争いはないということになりますでしょうかね。

**裁判員経験者2：**そうですね。

**司会者：**裁判所に行かれた日数は何日ぐらいだったでしょうか。

**裁判員経験者2：**4日間です。

**司会者：**今、振り返っての御感想などはどんな感じでしょうか。

**裁判員経験者2：**さっきの方もおっしゃったように、初めてのことで、まあ、緊張というのもありますし、非常に緊張しとったわけですけどね。それなりに皆さん、裁判のやり方ということを経験して、また実に皆さん真剣にやっておられるので、厳粛な気持ちで接したようなわけなんです。終わってから考えてみますと、刑を決定するということは、僕も含めてやるわけですからね、その刑の決定に対してはもう非常に厳粛な気持ちになりましたですね。そういうことです。

**司会者：**ありがとうございます。また、後でお話をお伺いしたいと思います。

それでは3番の方、お願いいたします。3番の方、御担当された事件というのは、1件だけ、ほかの方はちょっとかなりたくさん件数だというお話が出ましたけども、1件だけで、侵入して、女性にわいせつ行為をしてけがをさせたという、そんな事件だったですかね。

**裁判員経験者 3**：はい。

**司会者**：事実関係に争いはございましたか。

**裁判員経験者 3**：ないです。

**司会者**：実際に裁判所にお越しになった日数というのはどれくらいだったでしょうか。

**裁判員経験者 3**：3日間です。

**司会者**：事実関係に争いがなかったのですが、そうすると、争点は量刑をどうするかというところだったんですかね。

**裁判員経験者 3**：そうです。

**司会者**：今振り返っての御感想なんかはどんな感じですか。

**裁判員経験者 3**：私も初めてだったので、初日からすごい緊張してたんですけど、3日間通して、やっぱり他の裁判員の人と意見を交換する中で、初日に自分が思っていたことと、やっぱり3日たつと、意見が全然変わっていきました。自分の意見と違う意見とかを聞いて、あ、そう思う人もいるんだなって思って、違う視点から考えたら、やっぱりこの人悪いことしたんやなあとかって考えさせられて、初日に思っていたことと、最終日と全然自分の意見が変わったことがすごい意外でした。

でも、裁判員裁判に参加してすごいよかったなと思いました。

**司会者**：ありがとうございました。また後でお話をお伺いしたいと思います。

それでは続きまして4番の方、お願いいたします。4番の方が担当された事件というのは、塊でいうと3件、事件があったんですかね。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：争いなんかはありましたでしょうか。

**裁判員経験者 4**：事件自体は認めているけども、その事件の中身、強姦致傷なのか、わいせつ致傷なのかというところが争った部分になります。

**司会者**：3件のうちの1件、強姦致傷として起訴されていた事件があって、その事件の強姦の目的があったのかどうかということ、それが争われたということ

ですかね。

**裁判員経験者 4**：そうです。はい。

**司会者**：これは被害者の方の証人尋問なんかもされているんですかね。

**裁判員経験者 4**：そうですね。はい。

**司会者**：またその話は後でお伺いします。それから，裁判の日数はどのくらいでしたか。

**裁判員経験者 4**：選任手続を除いて5日間です。

**司会者**：今振り返ってみての御感想なんかどんな感じでしょうかね。

**裁判員経験者 4**：選任手続に行くまでは正直興味というか好奇心もあって，どうせそこまで選ばれたんならやってみたいなというふうに思ったんですけど，選任手続のときに事件のあらましみたいなものを簡単に説明していただいたんですけど，その時点で正直その性犯罪ということではたくないなと思ったんですけど，結局，結局というとなんなんですけど，何かの縁で選ばれましたので，自分なりに頑張ろうとは思いました。

全体終わってみると，正直しんどいなと思う部分もたくさんあったんですけども，やってみてよかったなあと，いい経験になったと思います。

**司会者**：ありがとうございます。また後でいろいろお伺いしたいと思います。

最後になりました，5番の方，お待たせしました。5番の方が御担当された事件というのは，事件としては1件のみ，強姦致傷の事件だということですかね。

**裁判員経験者 5**：はい。

**司会者**：これは争いはあったんですかね。

**裁判員経験者 5**：ありました。

**司会者**：弁護人は無罪を争っていたんですね。

**裁判員経験者 5**：はい，そうです。

**司会者**：実際にどういう暴行があったのかとか，その暴行をする上で無理やりだったのかどうかとか，そういうようなことが問題になった。

**裁判員経験者 5** : 合意があったかないのか。

**司会者** : 具体的に後でまたお伺いしますけれども、その被害者とされた女性の方の証人尋問とかもされましたかね。

**裁判員経験者 5** : はい。

**司会者** : 実際の審理期間というのはどれぐらいでしたか。

**裁判員経験者 5** : 10日ぐらいでした。

**司会者** : 割と多い、この中で今、お伺いしていると。

**裁判員経験者 5** : はい。

**司会者** : その審理、判決までの10日間裁判所に行かれたんですかね。

**裁判員経験者 5** : はい。

**司会者** : それを踏まえて、どうなんでしょう、今振り返って、御感想なんかはどんな感じでしょうかね。

**裁判員経験者 5** : 最後まで被告人の人は合意があったということでしたんですね。だから刑を言い渡した後、これでよかったのかなあという気持ちがずうつと残って、終わった後もしばらくは自分自身気持ちの中に残りました。

**司会者** : あの結論でよかったのかなあなんていうことを考えながら、しばらくは残っておったということですかね。

**裁判員経験者 5** : はい。

**司会者** : ありがとうございます。また後でいろいろとお伺いしたいと思います。

皆さん、担当された事件、今御紹介していただいたとおり、それぞれ、さまざまなものであります。本日は、ただ共通点としては性犯罪の事件ということで、皆さんにお越しいただいています。もっとも性犯罪といってもいろんな切り口があるかと思えます。ただ、共通してるのは、やはり性犯罪被害の関係の事実が法廷に出てくるので、被害者の方のプライバシーに配慮したり、証拠調べの中でもいろいろと検察官、弁護士、お気遣いされながら証拠調べしてるんじゃないかというふうに思います。そういったことも含めて、また検察官や弁護人の立場から聞いてみたいことなどもこの後いろいろと進めていきたいと

思います。

それでは少し、これから幾つかの切り口で進めていきたいと思います。

まず、先ほど御紹介いただきました裁判員経験者の1番の方と2番の方に共通する事柄というところから、ちょっといろいろと聞いていきたいと思います。

強姦事件か、あるいは、わいせつ事件かという点で違いはありますけども、それぞれ結構件数がある。かたや8件、かたや5件ということで、それぞれ繰り返しそういうような行為に及んでいたということそのものに争いはないという事件だったと思います。こういう事件をされるときに、恐らくまず法廷で検察官が証拠調べなんかを進める、その立証計画を検察官が立てられて法廷で立証されると思うんですが、そのあたり検察官、問題意識、何かこの段階でお聞きになりたい点とかございますでしょうか。多数の事件を検察官としてどういうふうに主張立証しようかということについてです。

**寺本検察官**：検察官としては、もちろん事件の全体像も理解してもらわなければいけないですし、一人一人の被害者のこと、被害を受けたことを忘れないでほしい、しっかり理解してほしいという思いは持っております。ただ、人間の理解力、記憶力には限界がありますので、いかに多数の事件の全体像を分かっていたか、なおかつ一人一人の事件を理解してもらえるかということに日々頭を悩ませているというところなんです。

**司会者**：その辺りが検察官の立証、主張としてうまく伝わったかどうかということ、この辺りをちょっと聞いてみましょうかね。

1番の方、どんな感じでしたか。いろんな事件があつて、もうごちゃごちゃで分からんわということだったか、あるいは検察官として今全体像と個性、事件の個性、それぞれをきちんと頭に入れていただきたいということで主張立証を進めました、進めたと思いますということだと思えます。その辺りいかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者1**：とりあえず件数が多いということは、もう冒頭に申し上げまし

たように、そのとおりなんですけど、その事件の内容を説明するごとく、そのディスプレイをくまなく読んでいかないといけないということが長時間ありましたので、とても苦しい時間だったと思います。そして証人の方が呼べないので、御本人、被害者の方を呼ぶことができなかつたので、私たちは検事さん、その方の言い分を納得するしかなかつたんですけど、やはり今後何かもっといい方法があれば、そのようにやっていただければと思いました。

**司会者：**ありがとうございます。若干ちょっと確認をさせていただきますと、今ディスプレイとおっしゃったのは、ディスプレイに何か文字のようなものが出てきて、その内容がそこで、目で見て追っかけるという、そういう場面のことをおっしゃっているんですか。

**裁判員経験者 1：**そうです。

**司会者：**恐らくそれは被害者の方の取られた、検察官が取られた供述調書、これの一部を法廷の中でディスプレイに映している、それを検察官が法廷で読み上げずに、黙読と言われるんですけど、その形でやっている、あのことですかね。

**裁判員経験者 1：**はい。時間が長かつた。

**司会者：**その時間が結構長かつた、8件あるものですからね。

**裁判員経験者 1：**そうです。

**司会者：**検察官として黙読みたいなもの、これは最終的には裁判官の判断にもなるかと思うんですが、ディスプレイで、今のように黙っていて、文字を追っかけるような形、そういうような形で立証を進められるということについてどういうことを考えられているかというのをちょっと御紹介いただけますか。

**寺本検察官：**基本的には被害者ですとか、そういう方の供述調書は全て口頭で読み上げるのですが、余りにも生々しい部分については、やはりいろいろなプライバシーの配慮があるとはいえ、読み上げることによる弊害があるのではないかと、そういう被害者の気持ちなどを考えまして、若干、実際に聞かされる方の立場というのも考えまして、生々しいものを聞かされるよりかは、目で見て静

かに感じ取っていただく方がいいのではないかという配慮で，裁判所の了解をとって黙読という形にすることはあります。

**司会者：**裁判所の了解をとってという話が出てきましたので，裁判官の立場から，今の関係で何か思われること，あるいはふだんどういうことを考えておられるのかということをおちょっと御紹介いただけますでしょうか。

**遠藤裁判官：**基本的なアプローチとしては，今検察官の方から話があったとおりで，経緯とか，普通に法廷で聞いても差し支えないところは朗読してもらって，行為そのものについては朗読でという形を遠慮してやったこともあります。そのときに後で裁判員の感想を聞いたら，黙読するスピードって結構人によって違ったり，一回読んで，もう一回途中から戻ったりして，どうしても黙読だと画面が変わる時間があるんですけど，それについて，ちょっとやっぱり早いという意見を後から伺ったことがありますので，耳で聞く分には大体皆さん聞いたら分かるということで同じスピードを進めるんですけども，黙読の場合には少し人によって，もうちょっとゆっくりページをめくってほしいみたいな意見があったことはあります。

**司会者：**ありがとうございます。1番の方からもう一つの観点で，今先ほど出ました，証人として出てきてほしいなというふうに思われていたということがありました。この関係で言いますと，恐らくこの中で言うと，5番の方は当然証人として，争いがありましたので聞かれています。それから4番の方は事件によってなのかな，3つ事件があって，証人として出てこられた事件とそうではない事件がありましたね。3番の方は証人としては出てこられなかった。

**裁判員経験者3：**出てきました。

**司会者：**出てきた。意見陳述ですかね，それは，最後にね。事件の内容，概要については，そこは本人の口ではなくて，やっぱり同じような形で何か黙って読むような場面というのはありましたですか。あるいは調書の朗読とかありましたか。

**裁判員経験者3：**調書の朗読です。

**司会者**：朗読だったですかね。

**裁判員経験者3**：そうです。

**司会者**：2番の方，後でお伺いしようかなと思っていたんですけども，モニターで黙って字を追っかけるという場面はありましたですか。

**裁判員経験者2**：いや，そういうことはないと思ったんですけどね。

**司会者**：なかったですか。

**裁判員経験者2**：要するに，先ほど出た黙読ですね，それはありましたですね。

**司会者**：ありましたですか。

**裁判員経験者2**：けれども，割合，その文章自身は，僕の場合には短かったですからね，それほど辛いなというふうなことはなかったですね。

**司会者**：ありがとうございます。話が戻りまして，実際に法廷で直接お話を伺いたいなという気持ちもちょっとあったということなんですが，その辺りは立証される検察官としてはどういうふうにお考えなのかという点。この点，いかがでしょうか。

**寺本検察官**：まず，この手の被害者の場合，実際に法廷で話すというのが非常に辛いということを考えます。そして，被害を思い出してしまうですとか，実際に生身の人の前で話すということがどうしても恥ずかしいという人がほとんどですので，弁護人の了解，調書を読むことに了解が得られれば，基本的には供述調書での対応というのが今のところ主流かなというのが実情です。

**司会者**：それでは，先ほどの関係で少し話を進めていきたいと思います。2番の方，件数が多かったということなんですが，各事件が頭に，ごっちゃにならなかったか，頭に入ったということになったかどうか，検察官，ちょっと心配されています。その辺りいかがでしょうか。

**裁判員経験者2**：5件でしたか，私の場合ね。ですけども，各件について，一つずつ丁寧にやっておられましたので，それほど混乱するということはありませんですね。僕の印象というのは割合に皆さん丁寧に検察官も説明してくれたと思っていますけどね。

**司会者：**ありがとうございます。1番の方，2番の方の事件を少しこちらも拝見させていただいたんですけども，各事件ごとに，その都度検察官の方からの証拠の説明が，立証が終わった後，被告人に直接その事件の事を確認するという時間が1件ずつあったようなんですけど，そういうことは行われていたかどうか。あんまりそこは，どんな感じなんですか。余り印象に残っておられないですか。

**裁判員経験者1：**印象に残っていません。

**司会者：**そうですか。審理計画などを拝見しますと，その辺りが1件ずつ被告人質問をその都度されていたというふうになっていたんですけども，その辺りはどんな感じですか。

**裁判員経験者2：**余りそこら辺は意識したことないんですけどね，被告人に一つずつ意見を求めるということはなかったような気がしますけどね。

**司会者：**そうですか，分かりました。

いずれも事件が多数で，それから主として量刑が問題になるということだったんですけど1点だけちょっと御意見などをお聞きしておきたいと思います。

1番の方の事件では争いがおおむねないということだったんですけども，少し争いが何かあったようなんですが。

**裁判員経験者1：**はい。

**司会者：**何か主張の書面なんかを見ますと，髪を引っ張って顔を上げたかとか，強盗の目的がどこから発生していたのかというようなこと，一部の事件で争われていたかと思うんですが，ああいう部分に関しては何か御感想などありましたか。

**裁判員経験者1：**動作確認についての争いだったかと思うんです。やはり当事者でないと分からないということがほとんどなので，他人がやはり想像でしか話せないと思うんです。だから，その想像をどのように膨らませていくのかもちょっと問題があったかなと思うんですけども。

**司会者：**実際にやっぱり争いがあると，その部分が本当に問題になっているんだ

ったら、そこは直接確認はしたいなという感じはありましたかね。

**裁判員経験者 1**：そうですね。

**司会者**：先ほど証人という話も出ましたけど。

**裁判員経験者 1**：はい。

**司会者**：最終的に争いというのは、最後トータル量刑まで判断されるところがあると思うんですけど、あれはどっちかによって影響がありそうなのか、なさそうなのか、量刑について。その辺りはどんな感じでしたか。

**裁判員経験者 1**：先ほどおっしゃっていたことに関してですか。

**司会者**：ええ。争いが一部ありましたよね。

**裁判員経験者 1**：はい。

**司会者**：あれがその検察官の言っているとおりののか、弁護人の言っているとおりののかによって、結論には影響出そうな話だったんですか。

**裁判員経験者 1**：いえ、そう影響は出なかったと思います。

**司会者**：法律家同士で何やってんだろうなんて、そんなことまでは思われなかったですか。

**裁判員経験者 1**：まあ、これが裁判かなと。

**司会者**：分かりました。ありがとうございます。

それでは、ほかの方にお伺いしたいと思います。3番の方は先ほど1件だけの事件で、特に事実関係には争いがなかったというお話でございました。審理自体も3日間ですかね。かなりコンパクトだったと思います。実際に審理を体験されて、何かもうちょっとここはこんな感じで、特に結論を決める、相談、評議じゃなくて、法廷での証拠調べなんですけれども、そういうこととかで、何かもう少し丁寧にやったほうがいい。あるいはもうちょっと、これちょっと丁寧にやり過ぎだ、そんなことも含めて何か感想ありますか。

**裁判員経験者 3**：弁護人の方が早口だったので、ちょっと聞き取れないところがありましたね。

**司会者**：早口でしたか。

**裁判員経験者3**：はい。

**遠藤裁判官**：我々以上に早いですか。

**裁判員経験者3**：はい。早かったのですが、今、何言ったんやろうって思いながら話が進んでいっていたので、もうちょっとゆっくり話してほしかったなと思います。

**司会者**：中身的にはどんな感じでしたか。どんな事件で何が問題になって、そのことについて、例えば量刑を考える上でのポイント、どこら辺にポイントがあるのかなということは十分理解できるような流れでしたかね。

**裁判員経験者3**：はい。

**司会者**：それは大丈夫でしたか。

**裁判員経験者3**：はい。

**司会者**：ありがとうございます。

その証拠調べの中で、先ほど話題が出ましたが、事件の内容については証人尋問の形じゃなくて、被害者の供述調書、これを読み上げるような形だったんですかね。

**裁判員経験者3**：はい、そうです。

**司会者**：法廷で直接お話になった方は、そうすると、被告人質問、それから被告人側のほうの情状証人、それからあとは被害者の方が直接法廷に出てこられて、意見の陳述をされた、そんなことになりますかね。

**裁判員経験者3**：はい。

**司会者**：その辺りはどんな御感想をお持ちでしたか。直接お話しされている方、被告人の話を聞き、被告人のその情状証人、被告人側の情状証人の方のお話を聞き、それから被害者の方の意見陳述というのがあったと思うんですけども、そういうのを聞いておられて、両方の立場からいろんな意見が出てると思うんですけども、どんなような御感想だったんですかね。

**遠藤裁判官**：例えば被害者の方、御本人が来られて、意見を述べられてましたよね。

**裁判員経験者3**：はい。

**遠藤裁判官**：あの意見とかを聞いてて、結構自分は影響受けたのか、その観点からはどうですか。

**裁判員経験者3**：影響を受けました。実際やっぱり被害者の方のお話を聞いて、生々しかったので、すごく途中から聞くの辛かったです。

**司会者**：御本人は最後までしっかり自分の口でお話をされて。

**裁判員経験者3**：そうですね、はい。

**司会者**：聞いている方はちょっと辛い気持ちもあったけどもということですかね。

**裁判員経験者3**：はい。

**司会者**：先ほど検察官の話の中に出てきますが、事件そのものについての証人尋問というのに二の足を踏まれる方もいらっしゃるし、人によっては意見陳述ということで、最後に出てこられること自体もやはり躊躇される方というのもしらっしゃるようなんですけども、そういうところの声というのは、生で聞くというのは、それは後から振り返ってどうだったですか。

**裁判員経験者3**：すごくよかったです。

**司会者**：やっぱりそれは実際にどういうことがあったんだろうかということをやんと理解するという意味でもよかったということですか。

**裁判員経験者3**：はい、そうです。

**司会者**：ありがとうございます。審理を振り返って、ちょっとここがあんまりよくなかった、あるいはもうちょっとこうしたほうがよかった、そういうところは特になかったですか。

**裁判員経験者3**：はい、ないです。

**司会者**：ありがとうございます。

それでは、4番の方にいきたいと思います。4番の方はちょうど今お聞きになっている争いがない事件と、それから後で5番の方にお伺いする争いのある事件のちょうど中間というか、争いが一部にあって、一部にはそれほどないと

というような事件だったと思いますが、審理自体を振り返って、特に証人尋問なんかもされていると思いますが、お感じになったことなんか、いろいろとお話聞かせていただけますか。

**裁判員経験者 4**：その被害者の方が皆さん未成年だったんですけども、2つの事件に関してはモニター越しに実際お話を聞いたんですけども、まさか本人の話を聞くと思っていたので、正直びっくりしたというのが一つと、あと傍聴人の方からは分からないけども、私たちにはモニター越しとはいえ、顔が分かるというのは、ちょっとどうなのかなと、正直思ったんですね。実際顔を拝見したのはそれぞれ1回ずつではあるんですけども、やっぱりちゃんと聞こうと思ったらモニターをずっと見つめることにもなりまして、こう、まあ、正直、今となったらそんなに細かくは覚えてなくても、何となくの顔というのを正直まだ頭にはあるので、顔を出す必要があったのかなというのは正直思いました。私たちにも音声だけでもいいんじゃないのとも思いました。

**司会者**：今、御発言されたことを少し確認をしますが、モニター越しの尋問、恐らくビデオリンク方式と呼んでいる尋問だと思うんですけども。

**裁判員経験者 4**：はい、そうです。

**司会者**：それで別室に証人の方に来ていただいて、それで別室から証言をしてもらうと。それを法廷にあるモニター映像、ここで映像を確認すると、そういうようなことですかね。5番の方も後でお伺いしますが、同じような形ですか。

**裁判員経験者 5**：はい。

**司会者**：同じような形で行われているみたいですね。そういう形で証人尋問、お二人にされたんですかね、それは。

**裁判員経験者 4**：2人です。

**司会者**：2人ともモニター越しの尋問だと。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：今、話をされたことというのは、恐らく被害者保護の観点から顔がちょ

っと見ると、傍聴席からは見えないけども、裁判員の方にも見えるということがちょっと被害者の立場からするとどうなんだろうかなということをちょっとお感じになったということでしょうか。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：これは制度の問題でも一部あるんですけども、若干、体験されていない方のために補足しますと、通常は証人尋問ということになると、法廷に直接来ていただいて、法廷の証言台に座っていただいて、被告人質問などはそこでやったと思いますが、ああいう形で証人尋問を行うと。ただ、それですと、傍聴席からも見える状態で、顔も分かる状態で尋問すると。被告人の前でやるというようなことなどがあって、なかなか証人にとってプレッシャーがかかるころ、そういうようなことに関して、場合によってはつい立てを立てるというやり方もありますし、今のように別室に来ていただいて、別室からモニター越しに尋問するということがこういう事件ではよくあるのかなと思うんです。

実際に被害者の証人尋問をされるときに、検察官の方からも証人予定者の方に説明なんかをされると思うんですが、その辺りの御経験も踏まえて、ああいう尋問をされるときは被害者の方にはどういうふうなことを説明されていますでしょうか。検察官どうぞ。

**寺本検察官**：やはり証人として出ることに難色を示される方が大多数ですので、こういう制度があるよという説明をして、いうなら説得する中で、ビデオリンク方式のどのようなものなのかを説明はしています。そうしますと、大抵の方は最終的にはそこまでやっていただければということで、渋々ながらなんでしょうけれども、出ていただけるケースが多いです。逆に、加害者と同じ法廷の空気を吸うなんてとんでもないという反応をされる方も結構多いです。

**司会者**：証人尋問方式の選択の問題になってくると、裁判所も若干かかわるとこ

るかと思いますが，遠藤裁判官，この辺り特に配慮されていることなどはありますでしょうか。あるいは顔についてはどうなんだろうかということや証言態度の問題もちょっと出てくるかと思うので，その辺りの法律家の方の問題意識なんかも御説明いただければと思うんですが。

**遠藤裁判官：**こういった性犯罪の場合には，被害を被った方がこういう法廷で，今はこういう会議室でやっても緊張するわけですけども，こういうところで自分の体験を話すことに抵抗感があるということは間違いないことなんだろうなあというふうに思いますし，自分でもう一回話すことは二次的被害だというふうに言われる場合もありますので，法律上，つい立てをしてもいいですよとか，別室でビデオ形式でやってもいいですよということで制度がありますので，かなり柔軟な形でその辺りは対処しているというのが実態だと思います。そのときに法律上，いわゆる判断者である裁判所はきちっと証人の態度も含めて信用できるかどうかを考えなくちゃいけないということになっている関係で，別室方式の場合にも，本人さんの証言する姿自体はむしろ見てくださいと，それで信用できる話なのか，何か言っているけども，ちょっと態度から見るとおかしいということもあり得ますので，そういった意味で，信用性の判断の資料になるということもあるということで，裁判員の方にはビデオ越しですけども，そのお姿を見ていただくという形でやっていることになります。

**司会者：**ありがとうございます。なかなか悩ましい問題だと思いますね。実際にそれで今，信用性の話が出てきましたけども，4番の方の事件なんかでやっぱり証言の信用性，評価ということも最後しなきゃいけないということだったと思いますが，ビデオ越し尋問ということも含めて，ビデオに関係なくでもいいんですけども，その証言の信用性，評価については，大分あれですかね，いろいろと悩まれたですか。それとも割と分かりやすかったかな，その辺りの御感想なんかいかがですかね。

**裁判員経験者4：**争っている点ということやいうと，何を争っているかというのはすごく分かりやすかったんですけども，3つ事件があったうちの1つが10

年ほど前の事件だったので、お互いに被告人も被害者も記憶が曖昧になっている点というのがやっぱりあったと思うので、それをどう捉えるのかというのは難しかったです。

**司会者：**相当前の事件，10年前の事件というのを，聞く方も，聞かれる方としても，どちらの立場の方もなかなか思い出しづらいところがあるということですかね。

**裁判員経験者4：**そうですね。

**司会者：**それを聞いている方も，どこが争いなのかということは分かるんだけども，それをどう評価するかという点で，やっぱりなかなか難しいところがあったということですかね。

**裁判員経験者4：**そうですね。やっぱり同性なので，どうしても，言っちゃだめなんでしょうけども，被害者側の立場寄りになってしまうという点もありますし，ただ，その犯行当時が本人も小学生だったということで，どこまで信用できるかというのも疑いが残るという点では結構話し合いをしました。

**司会者：**ありがとうございました。

**小田弁護士：**ビデオリンクなどの点について，弁護側からちょっと一言だけ。先ほど確かに被害者の方の保護という点はおっしゃるとおりだろうと思うんですけども，事実を争っている場合ですね。やはりそれについては弁護側としてはきちんとやっぱり話を聞きたい。そうすると，さっき遠藤裁判官もおっしゃったように，表情とか態度がどうなのかというのをきちんとやっぱり裁判所にも見てほしいし，弁護側としてもそれは確認したいというのがあるんですね。そうすると，どうしてもビデオリンクということ，弁護側としては非常に尋問は非常にやりにくい。生で聞く，さっき証人が来てくれたらということをおっしゃっていましたがけれども，ビデオリンクは一応来てるんですけども，スクリーン越しということで，なかなか伝わりにくい，そういうようなところもあります，非常にやりにくいというのはあるんです。ただ，さっきおっしゃったように，被害者の方の被害というか保護というか，そういう面なんかで悩ましい

ところがあるということはちょっと御理解いただけたらというふうに思います。

**司会者：**済みません，私の不手際で，先ほどお伺いすればよかったですね，済みませんでした。弁護側の立場からの御意見で，やっぱりビデオリンクという中だと，尋問をするという立場からすると，法廷に来ていただくよりもやっぱりやりにくいところがあるということがありますということですね。

**小田弁護士：**もう1点，随分昔という，しかも小さいころだということで，その尋問の中で誘導尋問とか，あるいは当事者からの異議などが出たりとかしていなかったでしょうか。もししていた場合に，その異議なんかがあったことについての御感想とか御意見とかあれば教えていただければと思うんですが。

**司会者：**異議とか出ていましたか。何かどちらかが尋問していて，例えば，検察官が尋問していて，この点はこうだったですか，弁護人の方から異議があります。誘導尋問ですとかというような形で，裁判官が協議して異議を認めます，異議を棄却しますみたいなそんな場面というのは。

**裁判員経験者4：**ちょこちょこ。

**司会者：**その点はどうですか。小田さんがお聞きになりたいところは，その点は混乱しなかったかということですか。

**小田弁護士：**そうですね。

**司会者：**異議が出て，ごちゃごちゃごちゃっと，こうなったのを，証人の話を聞いているじゃないですか。途中である意味横やりが入るみたいな，言い方悪いんですけど，そういうようなところだと思うんで，その点は情報処理をされるところで，苦労されなかったか，こういうことをお聞きになりたいと。

**裁判員経験者4：**苦労したという覚えは特にはないんですけど，そんな細かく突っ込むんやなというふうに思ったのと，あと今おっしゃったみたいに，誘導尋問じゃないんですかみたいなことはあったんですね。その質問の仕方だったらこの答えにしか行かないじゃないみたいなことを言われているのを見たんですけど，本人の記憶を頼りにしないといけないというのは十分分かっているんです

けど、事件が事件で、被害者の方の年齢も年齢なので、自分から積極的にこうでした、こうでしたというのがきっと難しいだろうなというのを思ったので、何かもうちょっと寛容になってもいいのかなと思ってしまったというのがあります。

**司会者：**もう少し助け船的な尋問で、話を引き出した方がいいんじゃないかと、正直感じたところもあるけどもということですかね。

**裁判員経験者 4：**そうですね。あんまりしない方がいいというのは。

**司会者：**それは分かる。

**裁判員経験者 4：**重々分かっているんですけども、なんせ昔のことなので、それをきっかけに何かを思い出すということもあるかもしれないということと思うと、多少は仕方ないかなと。

**司会者：**随分以前の事件だということになると、なかなか尋問の仕方も非常にシビアになるかと思imasuので、この辺りは今の、何というんですかね、貴重な御意見も踏まえて、やっぱり悩んでいけないといけないというふうに、法律関係者として非常に思います。

5番の方にお伺いしたいと思います。5番の方も争いがある事件なんですけども、被害者の方の証人尋問、やはりビデオリンクみたいな形で行われたんですかね。

**裁判員経験者 5：**ありました。その前に自白調書の信用性の争いが先にあって、それからそちらの方に移りました。

**司会者：**ちょっと分けて聞きたいと思imasu。被害者の方の証人尋問、ビデオリンクの形でやったことなんですけど、この点についてはどんな御感想をお持ちでしたか。話が、まずこういう形で尋問をやるということについて、何かお感じになったこと。あるいは話の内容自体がきちっと分かったか、分からなかったかというようなこと、その辺りも含めていかがでしょう。

**裁判員経験者 5：**私は分かりました。やはりこちらに来て、いろいろみんなの前で話すよりは別室できちんと質疑応答させていただいたので、すごく分かった

と思います。その方の人格というんですかね、そのような方はこういう人なんだという感じが分かりました。

**司会者**：少しだけ補足してお聞きしますが、法廷に来ていただいた方が、生で見た方が恐らくどんな雰囲気かというのは分かるのかなという。

**裁判員経験者 5**：いえ、そうじゃなくて、別室でなんですけども、それも同様によく分かりました。

**司会者**：なるほど。あともう1点、別の話をさせていただきますが、被告人の調書が争われて、捜査段階で取っている調書、それが任意性があるのかという、自白調書ですね。

**裁判員経験者 5**：はい。

**司会者**：それが問題になっていた事件。

**裁判員経験者 5**：最初になりました。

**司会者**：最終的には自白調書については証拠採用はされなかったんですかね。

**裁判員経験者 5**：はい。誘導尋問というんですか。

**司会者**：任意性がないということ。

**裁判員経験者 5**：任意性がないということです、はい。

**司会者**：任意性がないという判断は裁判官3人でしたと思うんですが、その前提となる証拠調べ自体は一緒に立ち会われているんですよね。

**裁判員経験者 5**：はい。

**司会者**：何かDVDをごらんになったりもしましたですか。

**裁判員経験者 5**：はい、見ました。

**司会者**：取調べの状況とかで。

**裁判員経験者 5**：はい、見ました。

**司会者**：最終的にはその自白調書って証拠採用されなかったもので、そのDVD自体が何か法廷の中で、要するに、最終的な判断の中でいうと、少し使われない形にはなっているんですが、取調べ状況なんかをご覧になって、何かお感じになったことってありますか。

**裁判員経験者 5**：できれば，取調べの間，全部可視化というんですか，全部ビデオにしてほしかったなと思います。

**司会者**：その辺りは何かそう思われた理由というのがあると思うんですが，その辺りいかがでしょうかね。

**裁判員経験者 5**：取調べでビデオ化している間は取調官は何も言わなかったけど，ビデオ化していないところで自分はいろいろ言われたということを書いていらっしまったので，それで可視化というのが大事だなと思いました。

**司会者**：事件の実際の任意性に関する争いの中で，ビデオで撮っていないところの検察官の発言というのが問題になったと。

**裁判員経験者 5**：取調べの方の。

**司会者**：発言が問題になったということですかね。

**裁判員経験者 5**：はい。

**司会者**：そうすると，当然そこはビデオに映っていないので，その点で何が行われたかというものがかなり問題になったと。

**裁判員経験者 5**：はい，そうです。

**司会者**：そうすると，やはりそういった過程も含めて，全部取調べ状況を録音録画という形でやっておられたらよかったんじゃないかと，こういうことでしょうか。

**裁判員経験者 5**：はい，そう思いました。

**司会者**：制度の問題も若干絡むんですけど，現在の録音録画の運用について，検察庁で，特に裁判員事件中心でもいいと思うんですが，どのような運用をされているのかについて，せっかく来ていただいていますので，過不足のない情報提供をお願いします。

**寺本検察官**：基本的に，特に裁判員対象事件では全ての取調べ状況を録音録画するようになっていきます。そして特に入ってくるところから，出ていくところまでを，今現在は撮っておりますので，若干被告人，対象者が撮らない，撮ったらとてもしゃべれないよみたいなことを言えば撮らないこともあるんですけれ

ども，ですから，その点はいろいろな御意見を頂戴しながら改善すべきところは改善の対応していると，そういう状況にあります。

**司会者：**現在，法務省の特別部会が答申を具体的に出して，法改正も予定されているということなんですけども，可視化問題は弁護士会も長年取り組まれてきていますので，これはちょっと御発言求めないわけにいかないのです，小田さん，この問題について。

**小田弁護士：**確認したいんですけど，今のは検察官の取調べが全部ということでしょう。

**寺本検察官：**はい，そうです。

**小田弁護士：**今，ちょっとお聞きしたいんですけど，全部というのは，検察官の取調べだけではなく，警察での取調べも全部可視化してほしい，そういう御意見ですかね。

**裁判員経験者 5：**一番最初からです。

**小田弁護士：**そうすると，一部しかDVDがないという場合というのは，自白の任意性についてもやっぱり判断が難しくなるということですか。

**裁判員経験者 5：**そうですね。

**小田弁護士：**全部あれば，やっぱりきちんと判断できるんじゃないかと，そういうふうにお聞きしていいですか。

**裁判員経験者 5：**はい。

**司会者：**完全に誘導されていますので，私から。今お聞きになりたいこと，御意見を言っていただいたらいいと思うので，取調べの状況に関しては警察で最初捜査をして，調べをして，その後，検事さんのところで調べるということで，大まかに言うところこういう流れになっているんです。

**裁判員経験者 5：**そうでした。

**司会者：**弁護士さんがお聞きになりたいところは，やっぱり前後の過程が必要なんじゃないかと。先ほど検事さんが言われているところは検察庁の段階での話なんだけどということをお聞かされているんですね。

**裁判員経験者 5**：一番最初の警察官の取調べも欲しいと。

**司会者**：争いになる以上はということですかね。

**裁判員経験者 5**：はい。

**司会者**：そのような御意見をお持ちなんだということですね。

それではまた進めていきたいと思います。

証拠調べについていろいろとお伺いしました。一言ずつですね、この証拠調べの前に冒頭陳述というのがあったと思います。検察官、それから弁護人さんがそれぞれ証拠調べに先立って、私どもとしてはこういうことを立証しようとしているんですというふうなことを、書面を配った方もいれば、読み上げではなくて、口頭で全部説明された方もいらっしゃると思います。検察官と弁護人が、オープニングのプレゼンテーションという誤解があるかもしれませんが、そういうようなことでされていたこと、この点が頭にぱっと入ったかどうか。検察官、弁護人ということで、それぞれどうだったんですかということをお伺いしたいと思います。1番の方、どんな感じでしたか、最初の検察官のお話、最初の弁護人のお話。

**裁判員経験者 1**：ちょっと記憶が定かにはないんですけども、やはりこのプレゼンテーションということで、加害者の成り立ちから話されたわけですね。

**司会者**：弁護人の方。

**裁判員経験者 1**：はい。それを信じるしかないもので、私たちはとやかく意見が言えるわけでもないですし、ただただストーリーのように聞かせていただきました。

**司会者**：分かりました。2番の方、御意見いかがでした。検察官と弁護人が最初に御説明された内容。

**裁判員経験者 2**：そうですね。何しろ、一番、それが最初なんでね、我々としても態勢ができていないものですから、十分吟味して聞くというその構えができていないんでね。ただ、聞いているという感じになってしまいますのでね、どうしても。

**司会者：**やっぱり最初というところでなかなか緊張感もありの、やっぱり慣れの問題もあるということですかね。

**裁判員経験者2：**ですからやっぱり最初ですから、一番最初の話ですから、どうしても緊張はしとるけども、内容は吟味できるほど余裕がないというんですかね。そういうような感じはしますよね。だから、その後のことは大体分かってくるわけですけどね。最初の冒頭陳述というのは何しろ十分に考える暇がないですね。

**司会者：**ありがとうございました。3番の方、お願いします。いかがでしょう。冒頭陳述の御感想。

**裁判員経験者3：**覚えていないです。

**司会者：**覚えていない。

**裁判員経験者3：**済みません。

**司会者：**いえいえ。一番最初に比較的シンプルにどんな事件だということを検察官が説明されて、弁護人がどういうところに焦点を当てる。恐らく3番の方、事実関係に争いがないので、今回の事件は量刑が問題になるので、こういうところを見てくださいということを御説明されたと思います。そんなに時間は長くなかったんじゃないですか。

**裁判員経験者3：**そうですね。10分ぐらい。

**司会者：**それを聞いてどんな感じだったんですか。ぱっと、ああ、なるほどという感じだったのか。あるいは何かもうちょっとこんなふうにしてもらった方がいいんじゃないかというようなことを今から振り返ってでもいいんですが、思われたんですか。

**裁判員経験者3：**最初だったので、全然理解とかできなかったです。

**司会者：**そうですね。やっぱりそれはあがったみたいなところがあった。

**裁判員経験者3：**そうですね。

**司会者：**最初の冒頭陳述って、こういう意見交換会をやっていると、皆さん、最初はよく分からないという方も結構いらっちゃって、やっぱり特殊な心理状態

で聞かれているということに対する配慮というのはないといけないのかなとちょっと思いますね。ありがとうございました。

4番の方はどんな御感想でしたか。

**裁判員経験者4**：すごく分かりやすかったなと思います。

**司会者**：争いがあったので、いろいろと争いがある部分も冒頭陳述の中におっしゃられたんじゃないですかね。

**裁判員経験者4**：そうですね。どこに関して争っているかというのはおっしゃっていただいたので、分かりやすかったかなとは思うんですけどね。

**司会者**：比較的頭には入ってきた感じ。

**裁判員経験者4**：はい。

**司会者**：検察官，弁護士，双方ともそうでした。

**裁判員経験者4**：両方，そうですね。検察官側の資料，比べるとあれなんですけど，すごく分かりやすかったので，後から弁護士側のお話を聞いたときに，どこを争いたいかというのがすごく分かりやすかったかなと思いますけども。

**司会者**：検察官の方で最初に争いがあるところを重点に書かれているんで，そういったことも含めて，弁護人の主張を見ると，割と分かったと，そんなようなイメージですかね。

**裁判員経験者4**：はい。特に疑問に思ったという覚えはないんですけど。

**司会者**：ありがとうございます。5番の方，いかがですか。結構いろいろ争いあって，任意性のことも絡んでいくので，なかなか最初に全部頭に入れるって難しそうな感じがするんですけど，どうだったですかね。

**裁判員経験者5**：冒頭陳述ですか，それは検察官の方は書類をずっと読み上げてされました。弁護士の方は多分書類を配られて，それを読んだように思います。検察官の方，ちょっと早口だったので，何度も何度も遅く，もっとゆっくりって言われていたんですけど。

**司会者**：裁判長から注意されていた。

**裁判員経験者5**：はい，されていたんですけど，弁護士の方はすごく分かりやす

かったです。

**司会者**：むしろ弁護士の冒頭陳述のほうが分かりやすかった。

**裁判員経験者 5**：はい。

**司会者**：何か大分情報としてはボリュームもありそんな感じもするんですけど、それでも分かりやすかったと。

**裁判員経験者 5**：はい。

**司会者**：やっぱり内容があれですかね。

**裁判員経験者 5**：言いたいことを最初にぼつと言うので、すごく分かりやすかったです。

**司会者**：要するに何が言いたいかというところが最初にぼつとでてくる。

**裁判員経験者 5**：はい、そうです。

**司会者**：それはやっぱり構成。

**裁判員経験者 5**：ですね。

**司会者**：単に時間の長い、短いとかじゃなしに。

**裁判員経験者 5**：書類を読み上げるんじゃなくて、最初、自分が何を言いたいかというのを最初に言って、それから説明というような感じだったので。

**司会者**：その構成が非常によかったということですかね。

**裁判員経験者 5**：はい。

**司会者**：ありがとうございます。

(休憩)

**遠藤裁判官**：休憩時間に3番さんと雑談をしていたら、3番さんの事件というのは被害者御本人が証人じゃなくて、自分の意見を述べたいという形で法廷にいられて、裁判官、裁判員の前で自分の意見を述べられたという、そういう手続があったという事件です。その経験を踏まえて、感想などお話があったので、ちょっと紹介してもらってよろしいですか。

**司会者：**お願いします。

**裁判員経験者3：**最初，被害者の方は出廷されない予定だったんですけども，やっぱりどうしてもこの事件を裁判員の皆さんの前でお話しして，その被告人に対してやっぱり量刑をもっと重くしてほしいということで，出廷されて，10分ぐらいお話しされたんですけど，お話しされただけで終わったんですけど，後でやっぱり終わってから裁判員の人と話してて，やっぱり裁判員の立場から被害者の人に質問とかしてみたかったという意見が出て，やっぱり被害者の方は来るのも嫌やったけど，自分の事件を分かってほしいから，嫌々来られて，それでも顔も見られて，全部見られている中で，プラス質問されるというのはすごく酷やなと思うという意見もあって，はい。

**司会者：**そういう2つの意見が結構出ていたと。

**裁判員経験者3：**そうですね。

**司会者：**ただ，やっぱり意見陳述という制度はいわゆる証人尋問とは違って，これは聞かれたことに答えるのが証人尋問で，事件のことを当然聞かれるし，そのことについて信用性を争われるというのが当然ありますね。4番の方，5番の方，経験された裁判員なんかだと，恐らくいろいろと供述の信用性について本当にそうだったのかどうかというのは当然吟味されることになります。そういうような尋問にあうというのがなかなか辛いだらうと思う一方で，やはりちょっと確認をしたい，聞いてみたいというところも正直，意見陳述を経験されてそういうこともあったということですね。

**裁判員経験者3：**そうですね。なのでさっき4番さんとか5番さんはビデオでモニター越しで被害者の方のお話を聞いたとおっしゃっていて，それはやっぱりプライバシーがあるから，どうなんやろうっておっしゃっていたんですけど，私は逆に，やっぱり被害者の方の生の声を聞くことによって，被害の大きさというのを知れたので，私はプライバシーはあるんですけど，直接お話しされる方に賛成というか，事件の内容を話してもらう方がいいかなと，裁判員の立場からすると思いました。

**司会者：**貴重な御意見ありがとうございます。

それでは、少し前に進めていきたいと思えます。ちょっと趣を変えまして、本日の手続、一方的に裁判員の方のお話ばかりを聞くのは非常に不公平だろうということもありまして、何かせつかく参加されている法律関係者の方にこういうことをどう考えているのかということについて聞いてみたいということないですかということをお話をお話を差し上げたところ、御意見いただいて、とてもシンプルな質問なので、意外に答えにくいかもしれないんですけど、お伺いしたいかなと思えます。

検察官に聞いてみたいこと、自分が思うような判決が下らなかったときはどういう気持ちになりますかという。

**寺本検察官：**まあ、カチンとこないことはないですけども、そういう、何でだろうという気持ちがまずきます、正直なところ。ただ、当然それだけで終わるわけではないので、なぜそういうふうな判決になったのかの理由の部分をよく聞いて、大体半々ぐらいなんですね。ああ、やっぱりそういう見方もできるんだなと思うことも結構あります。ただ、検察官としてやっぱりここはおかしいだろうと思う部分も、思うことも半分ぐらいありまして、そういうときは法律に定められた、上級の裁判所でさらに審理を求めるかどうかの検討に入るといいう、そういうことになります。なるべくいろんな人の意見が入った上での、特に裁判員の判決ですので、どういうふう考えたのかなあという、そういうふうな耳を傾けるという姿勢は持っているつもりです。

**司会者：**自分の意見に従わないのは全部不服だというわけじゃないんだということですね。

**寺本検察官：**ただ、そうは言っても不服なこともありますけれども。

**司会者：**ありがとうございます。弁護人、加害者を守る立場、この事件許せないと思ったことないですか。

**小田弁護士：**加害者を守るというか、被告人、被疑者の権利、法律で定められている権利がありますし、きちんと手続を守るということが一番重要だろうとい

うふうには思っているんですね。許せる、許せないというか、大体刑事弁護をやっていると、相当数というか、7割、8割ぐらいは認めている事件なんですね。争う事件、二、三割、本当に争っている事件などもいっぱいありますし、無罪になった事件もあるわけですけども、とりわけ争いが無いというか、事実を認めている事件、今回性犯罪ということで、僕は先ほど申し上げましたように、3件性犯罪の事件をやりました。その中でも続けて性犯罪を起こしている。何でこんなことするのかと、あほちゃうか、敷居が非常に低いんじゃないか。女性に対して男が欲望を持つ、そういう問題と実際行動に走るといのは全然違う。にもかかわらず、そんなことだと、何でやという気持ち、おまえ何でやというような気持ちというのもありますし、本人さんに、怒ると言ったらおかしいですけどね。というようなことをしたりすることもあります、それは。その中で思うのは、被告人自身にとってもそうですけれど、社会にとってもそうですが、二度と同じことをしてほしくないという気持ちがやっぱり大きいですね。こういう性犯罪、死刑ではなくて、有期懲役、必ず世の中に出てきます。そうすると、世の中に再び出たときに、再び同じようなことをすると、本人にとっても非常に不幸なことだし、社会にとっても、それからとりわけまた再び被害者になる方が出たら、それが非常に不幸だ。そうすると、何でこんなことをしてしまったんだ。自分にどこが問題があるのだ。そういうことをやっぱり分かってほしいという気持ちはかなりありますね。そのために単に裁判で有罪、無罪ということだけじゃなくて、自分の女性を見る見方、認知の仕方が違うのではないかとか、そういうことを含めて自分をきちんと見詰め直してほしい。そういう気持ちがやっぱりかなり性犯罪の弁護活動をやるときには、僕自身は感じながらやっていました。

これで質問に答えたかどうかちょっと分からないんですけど。

**司会者：**思いは伝わったと思います。裁判官に、裁判員と裁判官で意見が合わなかった経験ありますか。どうでしょう。遠藤さん。

**遠藤裁判官：**なかなか手厳しい質問なんですけども、私も裁判員裁判で評議の司

会をすることもありますが、初めから皆さんの意見が合っていると司会は楽なんですけども、余り楽な司会がないのが実際ですね。

これまでいろんな裁判員裁判を経験しましたが、むしろ何か印象が違う方が深い評議ができるなあというふうに思います。初めから全員が同じ方向しか向いていないと、逆にちょっと議論の深まりというか、事件の見方とか、刑の重さを決める場面も含めて、議論が浅くなりがちなので、むしろ違う方が、わいわいやっているといろんな方向から光が当たるのでいいのかなあというふうな気がしますので、意見が違うこと自体、むしろ全然構わないと思っていますし、裁判官の裁判官だけで裁判をやるという種類の事件もありますけども、裁判官3人でやっても意見が違うのはしょっちゅうあることですので、そういう意味じゃ、裁判官か裁判員かというよりは、各人によって意見が違うのはむしろ当然なのかなと、そんな気持ちでふだんやっております。ふわっとした意見ですかね。

**司会者：**先ほど冒頭でのお話の中で、3番の方も、最初に法廷に入ったときの印象と、後からの意見が大分違っていたということ、お一人の体験としてもお話しいただきましたけれども、それはいろんな角度でいろんなメンバーが集まって議論して、取っかかりは意見は違っていても、それがむしろいろんなところに光が当たるという意味では深い評議になるんじゃないか、そういうことも遠藤さんが今おっしゃられたかなと思います。

それでは、また進めていきたいと思います。ちょっと評議の話が出ましたけども、4番さん、5番さん、特に5番さんの事件というのは有罪か無罪かというのは最大の争点だったので、若干ちょっと観点は違うかと思いますが、有罪であることが確定されたら、最終的には刑を決めるという作業があります。その辺りについて、最終的に検察官や弁護人から論告弁論がそれぞれございます。それぞれの場面、主として量刑が問題になる、主として事実の認定が問題になる。いろんな場面があるかと思いますが、最後の段階で論告や弁論で指摘されたことが自分の中でのなるほどなあということで、得心がいったか、あるいは

はちょっとえっというふうに思ったか、そんな辺りについての御感想なんかについてお伺いしていきたいと思います。覚えている範囲で結構なんで、何か印象的なことでも結構ですが、まず事実認定についてちょっと争いがあったということで、5番の方、どんな感じだったんですかね、最終の論告弁論。冒頭の一番最初の冒頭陳述は特に弁護人の方は非常に分かりやすかったというお話をされていましたけど。一番最後の締めのところはどんな感じだったですか。

**裁判員経験者5**：そうですね、締めって。

**司会者**：一番最後に。

**裁判員経験者5**：一番最後に量刑を決める前ですね。

**司会者**：そうですね。刑を決める前の、直前に、検察官と弁護人がいろいろと意見を述べる。

**裁判員経験者5**：何年を求刑しますという。

**司会者**：弁護人は無罪ですということで述べる場面です。

**裁判員経験者5**：分かりやすかったと思います。

**司会者**：分かりやすかった。

**裁判員経験者5**：はい。

**司会者**：それまでの証拠調べの結果を踏まえての総まとめで頭の整理としては両方とも十分だったということでしょうか。

**裁判員経験者5**：はい、そうです。

**司会者**：ありがとうございました。4番の方、どんな感じだったですか。

**裁判員経験者4**：私も分かりやすかったとは思いますが、実際法廷で、口頭で言われたことに関してはすごく分かりやすかったんですけど、いただいた資料の見方が弁護人側のほうがちょっと分かりづらくて、その資料に沿って検察官側も弁護人側もお話を進めていただいていたんですけど、弁護人側からいただいた資料を上から順に読んでいくと、今どこ読んでんのやろうと、ちょっと、ぱっぱと、順番どおりじゃなくて、急に左から右に行ったり、右からまた左に戻ったりみたいな感じで、資料が見にくいなというのは正直思いました。

た。

**司会者**：検察官側はどうだったですか。

**裁判員経験者 4**：検察官側は一番最初の冒頭陳述と造り自体も同じような感じだったので、すごく見やすいなとは思ったんですけども。

**司会者**：分かりました。4番の方の事件だと、少し、少しというか、かなり争いがあるところはあるんだけども、最終的に無罪を主張されているわけじゃないので、刑の話までしないといけないということで、例えば5番の方の場合だと、有罪か無罪かというところでほとんど注力、そこを中心に論告弁論が展開されていると思います。4番の方の部分は、その辺りがある意味言い方が、変な言い方すると、五分五分じゃないかと思うんですが。その全体の構成というのは聞いていてそんなに違和感なく耳にすっと入りましたでしょうか。

**裁判員経験者 4**：そうですね。はい。

**司会者**：3番の方いかがですか。最後の論告弁論については何か御意見などいかがですか。聞いていて、何か違和感があったこととか、そういうことは特になかったか。

**裁判員経験者 3**：ないです。

**司会者**：双方の立場からの主張では特に問題ない。

**裁判員経験者 3**：はい。

**司会者**：弁護人からお聞きになりたいことありますか。

**遠藤裁判官**：こっちの弁論は割と聞き取れたんですか。さっき冒頭陳述は早口で聞き取れなかったとおっしゃったんですが。

**司会者**：ああ、そうですね。

**裁判員経験者 3**：早かったですけど。

**司会者**：慣れましたか。

**裁判員経験者 3**：慣れるんです、3日間で。

**司会者**：なるほど。

**小田弁護士**：弁論の中で、例えば自閉的な被告云々とか、ひょっとして証拠調べ

でてきていないようなことが弁論でてきていないかなあというのを、ちょっとこれを読んでいて感じたところがあったりしたり、それから弁護人としてかなり、弁護人であるけれども、被告人に対して厳しく言っているような部分があったりしたのではないか。その点について違和感を感じるところがあったのではないかという点について、いかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：ああ、ありましたね。結構、弁護人の方、結構きつい方だったので、守ってはるんかなあと、ちょっと思いました。

**司会者**：ということのようです。

**小田弁護士**：そういう場合に、守る気があるんかと思った場合に、そういうふうな弁護人を見た場合に、そういうことで被告人に対する量刑を考えるとときに不利に働かないかという点ではどうなんでしょうか。

**裁判員経験者3**：そうですね。

**司会者**：お聞きになりたいところは、弁護人がやり方としてどうかなというのが、最終的に被告人の刑を決めるときに不利になってしまう。弁護人自身が言っていることが何かピンとこない。ピンとこないなと思ったのってやっぱり不利益になりますか。

**裁判員経験者3**：不利益。

**司会者**：被告人にとって、刑を決めるときに、何か弁護人が言っている、主張したいことが何となくしみてこないと、ちょっとピンとこないなというのは、やっぱり被告人にとって不利に刑が重くなったりしますかねという話。

**裁判員経験者3**：はい、そうです。

**司会者**：一刀両断でございます。2番の方、どんな感じだったですか、最後の論告弁論については。事件が5件あって、窃盗を合わせると6件になりますよね。結構いろんな事件がありながら、しかし、事実関係争いがなくて刑を決めるというときに、最後、検察官の意見、弁護人の意見。

**裁判員経験者2**：検察官の方のことは大体、特別どうという異議を唱えるようなことはないんですけども、弁護士の弁論のやり方というのはね、非常に、先

ほどの3番さんがおっしゃることと全く反対でね。全て犯罪を認めたんだから、だから、あとは情状酌量やというような態度が何かありありと見えてですね。本人は性的な不能者だったとか、それと家族が全員でその刑終わったら助けるとか、カウンセリングを今やっているとかね、そんなことをいっぱい並べてね。何か本人がどんなつもりかさっぱり分からんのに、親や、その弁護士の意見ばかりがたくさん出てるような、何か違和感を感じましたですね。だから、実際に我々としても、皆感じているのは、何かでき上がったような感じやなあとこのことを言うとしたんですがね。余りにも弁護し過ぎじゃないかというような感じがしましたね。

**司会者：**弁護の弁護活動、最終的な総まとめの弁論のところでは述べられた事情というのが、もう事件とは関係のない、我々が一般情状と呼んでいて、しかもその中で本人をカウンセリングを受けるとかなども含めて、本人、何ですかね、周りの人が守るような話が多くて、それはちょっと正直どうなのかなあということをおもわれたということですか。

**裁判員経験者2：**何しろもう子供じゃないんですからね。本人にそのときの意見、少しでも聞けたらほんまによかったんですけどね。それはできないことだと思うんですけどね。何しろ全てでき上がったような感じがしてしようがなかったですね、弁論、弁護士側の言い分はね。そんなような感じがしました。

**司会者：**本人の反省とか内省とか、そういうほうに直接結びついていなかったようなイメージということですかね。

**裁判員経験者2：**そうです、そういうことです。もう、ただ、本人の態度としては、眼鏡かけて車椅子に乗ってうつむいとるだけですからね。もうちょっと、そこら辺に何か弁護士の弁論と本人の態度の間に何かかけ離れたような感じがしましたですね。それは非常に印象に残りました。

**司会者：**ありがとうございます。1番の方、いかがでしょうか。論告弁論について。

**裁判員経験者1：**検察側の論告に対してはとても信頼が持てましたし、女性のこ

とをよく考えた結論を出された論告だったと思います。弁護士さんの方ですね、弁護人の方は、とても情緒豊かな方で、後に残った家族のことをよく考えて、いろんな話題というか、東野圭吾さんの手紙というものを読ませて、どういふふうに思うかとか、そういったことを繰り返し、涙を流されていたのがすごく印象的でしたけど、その反面、被告人はさらっとしていた表情をしていたので、一つのギャップというのを感じました。

**司会者：**弁護人のそういう弁論の中への思い入れと、被告人の受けとめ方のところでのちょっと落差というものを印象に残っているということですかね。

**裁判員経験者1：**はい。

**司会者：**弁護人の弁論について幾つか厳しい評価が出ましたけど、何かそれについてありますか。

**小田弁護士：**前半、余り弁護側に対して厳しい御意見はなくて、若干ほっとしたんですけど。よくしていただいたかなという感じがするんですけど、先ほど弁護人の弁論と被告人の態度にギャップがあるというお話をお聞きしまして、非常にやっぱり厳しいというか、重要な御意見をお聞かせ願ったと思うんです。やはり主役は被告人ですから、被告人がその裁判を受けて、自分がどこまで自分の問題として考えるか。そしてまた先ほど言いましたけども、社会復帰、そういうことを目指してどういうふうを考えるのか。とりわけ被害者の方に自分が何をしたのかというのをきちんとやっぱり考える、そのことを自分自身が考えるということが大事なんだということを、法廷に出る以前の弁護活動の中で、弁護人がどこまで被告人に迫っていくのかというのがやっぱり情状弁護としても非常に重要じゃないかなというふうに思いましたので、その点はやっぱりこれからも気をつけてやっていきたいなというふうに、非常に貴重な御意見ありがとうございました。

**司会者：**何か、比較的、皆さん共通したものが感じられたような気がしますね。弁護人が準備されているものと、その本人がそこについてきているかどうかというところ、その辺りは何か一つ、きっかけというか、ヒントになったんじゃない

ないかなと思います。

続きまして、いよいよこれから刑を決めるという作業に、時間の関係で進めていきたいと思いますが、なかなか裁判官同士の裁判でも刑を決めるというのは非常に難しい作業だということは私どもも実感しているところなんです、裁判員裁判での評議を進めるに当たって、裁判官がどんなことを考えているのか。恐らく、後になってみたらあんなこと考えていたのかなというのを思われるかもしれないんですが、せっかくの機会ですので、裁判長を経験している立場から、遠藤さん、どんなことを考えて、刑を決めるのか。あるいはそれをどういう流れとしてふだんやっておられるのかというようなことを、説明をさせていただいてよろしいですかね。

**遠藤裁判官：**多分刑を決める作業というのは皆さん生まれて初めてだったと思います。ただ、刑を決めるといっても、例えば何か会社員の人は会社でトラブルを起こせば会社の中で多分懲戒処分みたいなものあるでしょうから、何か不利益な処分を決めるということ自体は刑罰以外にも社会にたくさんあるはずですから、そういう意味では、感覚みたいなところは皆さん持っているところもあるのかなあという気はしています。

ただ一方で、法律の建前に沿って決めなくちゃいけないというところと、あともう一つ私自身が少し意識しているのは、結局、たくさんある同じような事件の中で相対的にどのくらい悪いかというところで、多分最終的な数字は決まってくるのかなあというふうに思っていて、皆さんも分布グラフみたいな資料を見ながら、どの辺の位置づけがいいかなあとか、重い方かな、軽い方かなとか、この要素は、こういう点ではより悪質だけど、こういう点ではまだましかなあみたいな、そういう総合評価をして最終的に皆さんの中でも刑を、だんだん幅を狭めていくような形で考えていかれたんだろうなあというふうに思います。

そういう意味で、情報の提供の仕方とか、考え方のアプローチについては、分かりやすくしっかり説明した上で、実感から入っていきながら、それを数字

の方に、相対的な数字の重さに結びつけていただけるような進行の仕方というものを日々心がけるところです。

**司会者：**ありがとうございます。少し御感想なんかについてもお伺いしていきたいと思います。事件が1件だけを担当されて、しかも量刑に争いが無いというのは今回されている方だと3番の方ということになるんですけれども、刑を決めるという作業は、今振り返ってどうだったですか。

**裁判員経験者3：**大変でした。みんな意見がばらばらだったので。

**司会者：**刑を決める上では、検察官の意見とか、それから弁護人の意見とか、それからあとはその中で今、遠藤さんの方から言われたように、グラフの話とか出てきたと思うんですけども、そういうようなことはいろいろ自分の中で参考にされましたですかね。

**裁判員経験者3：**はい、そうです。

**司会者：**実際に検察官の意見とか、弁護人の意見、あるいはそれぞれ意見として、例えば刑期として何年が相当だというふうに言われていたと思うんですが、そういう当事者の意見というのは、自分の中ではすっと胸に落ちましたですか。あるいはちょっと何かうーんというようなところがありましたでしょうか。

**裁判員経験者3：**うーん。

**司会者：**何か意見をね、当事者が言われますよね、何年が相当だと言われて、それから評議を始めるといことなんですけどね。その当事者が言われた意見というのは、その段階で自分の中では何か考えられていることありましたですか。ちょっと分からないからみんなで議論しようという感じだったですか。

**裁判員経験者3：**議論なく、はい。

**司会者：**自分の中である程度聞いて思うところはあったということですかね。ただ、最終的にはみんなで議論して結論を出されたということですかね。

**裁判員経験者3：**はい。

**司会者：**ちょっと他の方に御意見聞いてみたいと思います。1番の方と2番の方

は事件が結構多かったんですね。多い、いっぱいいろんな事件があるということについて、何か特にお感じになったりしたこととか、その辺りで悩まれたことというのはあるかと思います。1番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者1**：裁判長の方からは犯罪例に足並みをそろえるような、そういったグラフを出していただいたので、それはそれなりにいいんですけども、本当にど素人の私たちにとっては、その判断さえができない状態だったのは確かです。できればアメリカみたいに1つずつの事件に対して加算されていく懲役というののもあっていいんじゃないかなというふうに、素人の私は考えてしまいました。

**司会者**：いっぱいやっているのだから、逆に言うと、すごく何年にしようかというのは、なかなか。

**裁判員経験者1**：絞りにくいです。

**司会者**：絞りにくい、分かりにくいということがあったということですね。

**裁判員経験者1**：はい。

**司会者**：今、アメリカのように何年というふうに言われましたが、日本の場合は1件ずつ、これが何年、これが何年という決め方はしないということに、法律のたてつけがなっているので、そのあたりも含めて戸惑いもあったと、このようなことでしょうかね。

**裁判員経験者1**：はい。

**司会者**：ありがとうございます。2番の方はどんな感じだったですかね。

**裁判員経験者2**：裁判長の方がいろいろ細かいことについてみんな全員に聞き出しておりましたから、非常に我々としても意見が言いやすい雰囲気になりました。だから、各、一件一件についても、細かく質問なりその答えとかということをしてましたんですけど、全員がそれで納得して、1つの刑の数字が出てきたわけですけど、それも各、いろんな方面から裁判長が質問して、そういう考え方の、1つの考え方によって、あなたはどのぐらいの規模の刑を考えているかと、そういうこと何回も繰り返してやっていかれた。その上の結論として、

最終的に皆が同意をしたわけですけど、そういう点でも非常に我々としてもやりやすかったですね。

**司会者：**ありがとうございます。4番の方の場合は、事実認定、事実のレベルで強姦が成立するかどうかというところ、結局、最終的にはこれ成立はされないということで、強制わいせつ致傷の認定になったんですね。それを前提にした量刑だったということだと思いますが、刑を決めるという観点で振り返って、その辺りはどんなような御感想をお持ちですか。難しかったか、あるいは何かそれ以外に御感想いかがですか。

**裁判員経験者4：**強姦なのか強制わいせつなのかで量刑が変わるといのはいろんなことに対してすごく裁判長の方が細かく説明していただいたので、そういうのは分かりやすかったですけども、刑を決めるに当たって、刑期が長いものを使ってその枠の中でおさまるように量刑を考えるというふうに説明していただいたと思うんですけども、ちょっと強姦とかと関係なくなってしまうんですけども、今回のこの被告人の方、住居侵入をしているんですけども、この問題に関しては結構、争点ではないのでさらっと流れてはいったんですけど。

**司会者：**侵入しているということ自体の犯情評価というところに関してはいろいろ意見が出たところ。分かりました。そのあたりは少し自分の中で印象に残ったということなんですかね。

**裁判員経験者4：**すごく世間とのギャップじゃないですけど、裁判の中において、そんなに重要視されていないんだなという印象を受けたというのが正直な感想です。

**司会者：**ありがとうございました。5番の方はちょっと他の方と違いますのは、弁護人が特に刑についての意見というのをおっしゃられていなかったんですね。

**裁判員経験者5：**はい。

**司会者：**最終的に有罪ということになって刑を決めるという作業になりました。ちょっとそういう意味だと、ほかの方とは違う経験だったと思いますが、そう

いった点も含めて何か刑を決めるときに感じられたことってございますでしょうか。

**裁判員経験者 5**：検察官から求刑があったときに、結構長い刑期だったので、ああ、大変なんだなあと思ったのが私の感想ですね。それで、一応無罪か有罪か分からない中で刑期を決めるということで、裁判員たちも意見もいろいろ違いましたし、最後まで言い争ったというような感じでしました。一つ一つの意見を裁判長が拾い上げて、それに対してみんなで意見を言っていくということで、みんなが納得していった中で刑を決めました。それで一応どのくらいの刑期なのか分からないからということで、裁判長にお願いして、何か資料ありませんかと私たちの方から言って、あの棒グラフがあるよということで見せていただいたんですけど、一応それに沿って、じゃあ、このくらいかなという範囲の中からずっとみんなで話していったんですけど、私はそのとき、この棒グラフの中って過去何年を参考にしているのかなと思ったんです。というのは、私たち裁判員ができたというのは、過去にとらわれずに、今の感覚を取り入れたいということで裁判員ができたんじゃないかなと思ったんですけども、やっぱりそう思いながら過去の例に沿って、それを参照して決めさせていただきました。

**司会者**：ありがとうございます。裁判員裁判の刑を決めるという場面、有罪になった場合に刑を決めるという場面のときに、いわゆるこれまでの量刑傾向ということでグラフを示されたりして、その中でいろいろ考えていくということがあったと思いますが、裁判員として参加されると、そういう法律的な意味での知識というのがないような状態で参加されて、刑についての意見を言うという立場と、それからそういう量刑傾向ということを示されて、同種の事件を参考にしながら刑を決めていくという、その2つの作業についてお感じになったことがあるかどうかということなんですが、1番の方、その辺りはどんな御意見でしょうか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。今までの判例から決めないといけないということ

にちょっと疑問を持ちました。やはり私たちが参加しているのであれば、私たちの意見も聞いていただいて、それなりの判断を促すようにする制度なのかなと思ったんですけど、やはりその中の範囲で決めるというんだったら、別に私たちは来なくてもよかったんじゃないかなという意見もあったんです、参加者の方から。その辺がちょっとひっかかりましたね。

**司会者：**5番の方はちょっと同じような感想をお持ちですか。

**裁判員経験者5：**はい。

**司会者：**他の方で何か今違うような観点、やはりその他ありますでしょうか。あるいは裁判官の立場でも結構ですし、検察官や弁護人の立場でも結構ですし、量刑傾向というものをどういうふうに扱ってほしいというふうに思っているかということでも構いませんし、あるいは裁判官として、それはこう考えるということでも構いません。この辺りはちょっと私の方から指名はしませんので。どなたでも結構なので。すごい重要なところだと思うので。

**遠藤裁判官：**戸惑った辺り、4番さんも先ほど住居侵入の関係をおっしゃっていましたが、やっぱり量刑の数字の辺りとか、この範囲みたいなところで、感覚的な違いみたいなところを感じられたことはありますか。

**裁判員経験者4：**それは1番さんもおっしゃったことと同じようなことになると思うんですけど、今までのあった事件の中から似たものを見つけて、それと照らし合わすじゃないですけど、参考に量刑を決めていくということをしたんですけど、その人だけ急に量刑をばんとはね上げさせるというわけには、平等じゃないからいけないみたいなふうに言っていたら、おっしゃっていることはすごくよく分かるんですけど、言っていたみたいなのに、それじゃ参加した意味って何なんやろうというふうには感じました。

**遠藤裁判官：**なかなか難しい問題ではあるんですが、一つ、まず前提の説明としては、皆さん見ていただいたグラフというのは、平成20年4月以降に判決が下されたデータです。裁判員裁判、平成21年5月から始まっていますが、すぐ判決には至ってません。1年半分ぐらいは裁判官裁判のデータですけ

ど、今もう6年目に入っているのです、5年ぐらいは裁判員裁判ですから、圧倒的件数的には裁判員裁判の件数が多いので、おおむね裁判員裁判の量刑傾向かなというふうに私自身は捉えています。

ちょっとそのデータの検索を変えれば、例えば平成22年以降のやつとかいうふう限定を加えることもできますので、それは純粹に全件裁判員裁判のデータという形でお示しすることも可能ですが、先程申し上げたように、裁判員裁判の期間がもう結構長くなっているのです、データの的には裁判官裁判の傾向ではなくて裁判員裁判の量刑傾向なのかなというふうに、私は理解はしています。

先ほど、問題提起があった点についてはなかなか難しいところがあるんですけども、ただ、皆さん自身が御覧になった、こういうグラフとか、あと場合によっては事例、少し中身を御覧になって、例えば、懲役何年でこんな事例があるなみたいなことを御覧になったと思うんですけど、参考になるようで参考にならないデータかなというふうな、評議でそういうのをお示しすると、皆さん、こう、うーんと腕組みされるんですね。あんまり役に立たないという感じで腕組みされることがしょっちゅうで、あのデータというのは、そういう意味で大まかな傾向は分かるけど、例えば、自分が8年か9年かというときには役に立たないデータになっていると理解してしまして、そういう意味では、最後は皆さん自身の感覚、一応この傾向は意識してほしいけども、かといってピンポイントの数字が導かれるデータじゃないので、最終的には皆さんの感覚で、多数決で決まればいいかなという感覚で議論はしています。

**司会者：**ありがとうございました。難しいところなんですけども、私も遠藤さんと同じ立場で裁判員進めているんですけども、過去のそういう傾向なんかも照らしながら、本件について感じたところを遠慮なく意見を交換し合って出すという、そのバランスの中で成り立っているところもあるのかなと思うので、そういうような形で最後、うまく評議ができたらいいなということをいつも進めておるところです。

時間の関係がございませぬ。済みませぬ、貴重な意見ありがとうございました。最後に、皆さんから評議が終わった後、判決が終わった後に裁判長からの説明が改めてあったかもしれませぬが、守秘義務ということが定められております。その関係について、どのようにお感じになるのかということ、簡単で結構です。1人ずつ御意見をいただければいいかなというふうに思います。1番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者1**：守秘義務ということなんですけれども、ちょっと心理学を学ぶ機会がありまして、キャリアコンサルタントの勉強をしていたことがありまして、やはりその場合にも守秘義務ということが訴えられております。やはり本人のアイデンティティを示すものはやはり他人には言うてはいけぬ、ということが一番大事だとは思っております。

**司会者**：ありがとうございました。4番の方、どんな感じですか、守秘義務について。

**裁判員経験者4**：裁判所に通っている5日間のうち、結構毎日誰かが守秘義務について質問したりという場面もあったので、毎日その説明をしていただいていたので、比較的分かりやすかったかなあとと思います。

**司会者**：5番の方、いかがですか。

**裁判員経験者5**：裁判員が終わってから結構みんなに聞かれたんですね。どんなことしたのというような感じで。だけど、一応裁判長から裁判所で話した内容については話してもいいですよということで聞かれていたので、一応裁判所で判決理由とか、何か言いますよね。その範囲内ではしてたから、守秘義務はその辺かなと思っております。

**司会者**：ありがとうございます。2番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2**：裁判員になったのは皆が知っとるわけですので、皆、裁判員裁判が終わった後、必ず聞くに決まっとると思いたしましたので、それで裁判が終わった最後に、裁判長にどの範囲でいいかということを実体的にいろいろ聞かせていただきまして、それで皆に言うたわけなんですけど、やっぱり非常に守秘

義務，守秘義務というものですから，そっちの方が先行してしまってね，もう何しろ口をつぐんだままという感じは皆受けとるわけなんで，もう少しより具体的に聞かせていただくと，非常に我々もある意味では裁判員のそのPRにもなっていていいんじゃないかと，僕は思って一生懸命聞いたわけなんです。

**司会者：**ありがとうございました。3番の方，いかがでしょうか。

**裁判員経験者3：**私は絶対自分が裁判員になったら聞かれると思ったので，何も言わずにやっていました。

**司会者：**ありがとうございます。本日意見交換を進めてまいりましたが，ここで報道機関で出席されている方がいらっしゃるようですので，何か御質問があるかどうか，ちょっと水を向けたいと思います。お一人ですかね。何か質問ございますか。

**記者：**裁判員の方というより，裁判官とか検察官の方に聞くような話なんだろうけど，性犯罪の被害者が法廷に出てくるというのは，裁判官裁判と裁判員裁判で，どちらの方が来る，あるいは差がないのかというのが。やっぱり僕が思うのは，裁判員裁判ではそういう性犯罪の被害者がやはり一般の中から選ばれた裁判員裁判に出ていくのがちょっと来づらい，行きづらいのかなあと思うんですけども，そこら辺どうなのかなというのをちょっと知りたいんです。

**司会者：**誰に答えてもらいましょう。

**記者：**えっと。

**司会者：**裁判員の方に答えていただく質問だったら，ちょっとまたアレンジしますけど，あと法曹関係者の方がいいですか。

**記者：**そうですね。

**司会者：**どの立場。

**記者：**検察官に。

**司会者：**検察官。何か法廷の出廷の負担の話ですよ。

**記者：**そうですね。

**司会者：**そのことについて検察官としてお感じになっていること，あるいはこう

あった方がいいんじゃないかというのをお感じになっていることはないでしょうかということでお答えいただければ。

**寺本検察官：**裁判員であるからとか，裁判官裁判であるからとって，特にこうだあだということとは考えてません。ただ，広く被害者の方の負担という意味で，やはり裁判員，もしかしたらどこかで接点がある人の前に行かなきゃいけないかもしれないという意味で難色を示される方もいますし，証人出廷をお願いするときにその点を検察官も考慮したりすることはあります。基本的にどちらの裁判だからとって，この方針でということとは特にはありません。

**司会者：**検察官にお聞きしましたので，弁護人の立場から，出廷の負担ということと，弁護活動との兼ね合い，そのことについて，お考えなど，せっかく裁判員の方が来られていますので，どうでしょうか。

**小田弁護士：**認めている事件を前提にお話しさせていただきますと，被害者の方が出廷してお話をするというのは弁護側にとってやっぱり非常に気を遣うというか，不利だというふうには感じております。先ほどおっしゃったように，被害者の方が実際自分が受けた被害を話をする。顔も出して話をする。そのインパクトはかなり強いと思います。そうすると，ある種，どこまでかどうかわからないんですけど，理性的にやはり刑というのは判断しないといけないのを，感情によって判断してしまう傾向があるんじゃないかという危惧感を弁護人としては持つんです。そうすると，やはり認めている事件で被害者の方が出廷して話をするというのは，やっぱり僕らはちょっと消極な判断をします。

**司会者：**ただ，争っている事件は当然やむを得ないと，これは弁護人の立場は当然であるということですね。

今の点，よろしいですかね。

**記者：**はい。

**司会者：**ありがとうございます。

最後に，裁判員の方お一人ずつ御感想は先ほどお伺いしましたので，法曹の観点で，法曹関係者といえますか，法律家の立場で出席されているお三方に，

一言ずつ御感想など，あるいは裁判員の方，きょうお越しいただきましたので，ねぎらいの言葉など，おかけいただければというふうに思います。お願いいたします。遠藤裁判官。

**遠藤裁判官：**今日は貴重な時間を割いていただいてどうもありがとうございました。今日皆さんから伺った話というのは，実際裁判員裁判をやって評議の中で，例えば御本人に来てもらうかどうかとかいう問題について，あるいは量刑グラフをどう考えるかみたいなところでも，実は我々自身悩んでいるところで，うまくいろんなバランスを考えながらやっているところではあるんですけども，逆にいうと皆さん自身も同じようなところで悩んでおられたり，むしろ，割と問題意識を共有できたよなというのが，逆に正直なところで，そういう意味では逆に言うと，我々しっかり悩んで考えていけない問題なんだなということを改めて再認識した次第です。

今回はかなり性犯罪といっても，事件のバラエティがあったわけですけども，いろんなところから貴重な御意見を伺いまして本当に参考になったと思います。本当にどうもありがとうございました。

**司会者：**じゃあ，検察官。

**寺本検察官：**本日は貴重な御意見をありがとうございました。検察庁全体としても，分かりやすく立証をすると，ポイントとなる部分を骨太に伝わりやすく立証するというところに，今取り組んでいるところです。そうは言っても，なかなか検察官の個人的な話し方ですとか，質問の仕方のうまい下手などありますので，必ずしも伝わっていないところがあるというのは本日ひしひしと感じましたので，技術的な面の向上も含めまして，現在取り組んでいるところです。手厳しい意見も時にはいただきましたけれども，今後の執務に大いに参考にさせていただきたいと考えております。ありがとうございました。

**司会者：**小田弁護士。

**小田弁護士：**今日はいろいろと貴重な御意見，お聞かせいただきましてありがとうございました。特に，弁護活動につきまして，弁論なんかで言っていること

と、被告人の態度が全く違ってひいていくというか、そういうお話も聞きました。その中でやっぱり弁護人というのは、単に法廷で弁論、あるいは尋問するだけではなくて、それに至る経緯、そしてまた被告人がやがて社会にまた復帰する、そのことを見据えて、この被告人に対してどういうふうに、ある意味で人間的に弁護人がどうやって接していくのかというのが極めて重要だということをお話していただいたというふうに思います。それは特に、先ほど弁護活動がまずいと被告人に不利になってしまう。そういうようなことも、非常に耳に痛い実例としてお聞かせ願ったんじゃないかと思います。そういう点を今後、弁護士会としてもきちんと弁護活動の中に生かしていきたいというふうに思います。そういう点で非常にありがとうございました。

それともう1点、可視化、全面可視化が非常に重要であるということもお聞かせ願ったので、これは非常にありがたかったというふうに思います。検察庁、それから、これは警察もそうなんですけど、ぜひとも全面可視化を進めていただきたいなど。これは単に弁護士会だけでなく、裁判員の方の感想でもあったということで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。ありがとうございました。

**司会者：**皆さん、長時間にわたり、本当に貴重な御意見ありがとうございました。これで本日の意見交換会は終了させていただきます。司会の不手際で若干時間も超過いたしましたし、まだ言い足りないということも、ひょっとしたらあるかもしれませんが、非常に、今日いただいた貴重な意見、我々法律家が今後の執務の中で、仕事の中で参考にさせていただきたいと思います。改めまして、本日はどうもありがとうございました。

それでは、これで意見交換会、終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上